

京都大学学位規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第百二十二号)

京都大学学位規程(昭和三十三年達示第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「医学研究科 医科学」を「医学研究科 医科学」に改める。

社会科学

第二条第一項中「第三十五条第二項の専門大学院の課程」を「第五十三条の二の専門職学位課程」に改める。

第三条第二項中「国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号)第十一条の規定に基づき定められた」を「京都大学における学生納付金に関する規程(平成十六年達示第六十三号)第七条に定める」に改める。

第四条及び第五条第二項中「研究科会議」を「教授会又は研究科会議」に改める。

第六条第一項中「研究科会議は、研究科会議を、当該教授会又は研究科会議は、当該教授会又は研究科会議」に改め、同条第二項中「研究科会議で」を「教授会又は研究科会議で」に、「研究科会議を」を「当該教授会又は研究科会議を」に改め、同条第三項中「研究科会議」を「教授会又は研究科会議」に改める。

第八条中「研究科会議」を「教授会又は研究科会議」に改める。

第八条の二を削る。

第九条及び第十条中「研究科会議」を「教授会又は研究科会議」に改める。

第十一条第一項中「及び特定の課題についての研究の成果」を削る。

第十五条第一項中「研究科会議及び大学院審議会」を「教授会又は研究科会議の議及び教育研究評議会」に改め、同条第三項中「研究科会議及び大学院審議会」を「教授会、研究科会議及び教育研究評議会」に改める。

附則

この規程は、平成十六年六月二十八日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。ただし、平成十五年三月三十一日以前に医学研究科社会健康医学系専攻の修士課程に入学した者については、第一条第三項、第二条第一項、第八条の二及び第十一条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。